

第1回 練馬光が丘病院跡施設活用検討会議 発言要点

	主な発言	ポイント
1 跡施設について		
	<p>跡施設の継続活用</p> <p>・躯体(建物の骨格)、設備等も残して活用するのか。</p>	<p>・建物本体については、屋上防水、外壁補修等の必要なメンテナンスを行っている。</p> <p>・空調、配管、エレベーター等の設備についても、常時、改修・更新を実施している。</p> <p>・間取りの変更も可能であるが、内容によっては大掛りな改修工事が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【資料1 - 2】</p>
2 病院への活用について		
	<p>病院の設置基準</p> <p>・跡施設を現在の病床の設置基準に合わせるには、どのような改修が必要か。</p>	<p>・病床面積や廊下幅等の設置基準が変更されている。</p> <p>・新たに病院として活用するには、一部の壁の撤去が必要になる場合がある。</p> <p>・建物の構造を支える構造壁部分は撤去できない。</p> <p style="text-align: right;">【資料2 - 2】</p>
	<p>新病院の補完施設</p> <p>・新病院にない機能を補完し、サポートするような新たな病院や研究施設として活用できないか。</p>	<p>・東京都の定めで、練馬区、板橋区、豊島区、北区の4区を合わせた病床数が決まっている。</p> <p>・病床は医療法人ごとに配分されるため、必ずしも練馬区に配分されるとは限らない。</p> <p>・病床については、新病院を運営する事業者が獲得する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【資料2 - 3】【資料2 - 4】【資料2 - 5】</p>
	<p>病児・病後児保育施設</p> <p>・病児・病後児保育(病気の回復期にあり、保育所等には預けられない子供を一時的に預かる施設)として活用できないか。</p>	<p>・練馬区では、これまで保護者からのニーズ増加を踏まえ、病児・病後児保育施設を計画的に整備しており、現段階では、ニーズに応じた一定量の施設が整備されている。</p> <p>・今後の保育需要によっては、更なる整備の検討も必要となる。</p> <p style="text-align: right;">【資料2 - 6】</p>
3 特別養護老人ホームへの活用について		
	<p>特養の施設の老朽化</p> <p>・練馬区内の特養の老朽化度合はどの程度か。</p>	<p>・区内には、31の施設が設置されており、最も古い施設は昭和62年に開設されている。</p> <p style="text-align: right;">【資料2 - 7】</p>
	<p>特養等の建替時の代替施設</p> <p>・東京都が、特養等の民間施設の建替時に一時的に貸し付ける施設を清瀬市に設置した。このような活用はできないか。</p>	<p>・居室面積や廊下幅等の設置基準が定められており、特養として活用するには、対応する改修が必要となる。</p> <p>・区内の特養の建替時代替施設へのニーズを踏まえた検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【資料2 - 8】【資料2 - 9】</p>